平成28年9月27日
福島県生活拠点課

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金　事務フローチャート

申請者 （応急仮設住宅等に入居していた、避難を継続する世帯の代表者）	収入要件確認依頼者 （希望世帯のみ）	福島県 （福島県民賃等補助金事務センター） （生活拠点課）

収入要件事前確認依頼
（第1号様式）

→ **受理、審査**

↓

確認結果通知
（第2号様式）

← **受領**

※収入要件を満たしている場合は、申請へ

※民間賃貸住宅等の賃貸借契約の締結

↓

補助金交付申請（第3号様式）

→ **受理、審査**

(1) 添付書類（※事前確認依頼で県に提出したものは添付省略可）
①民間賃貸住宅等の賃貸借契約書の写し
②最後に居住していた応急仮設住宅等の契約書の写し
③世帯全員分の住民票謄本
④世帯全員分の市区町村長が発行する平成28年度所得証明書（平成27年分）
※所得証明書は、19歳以上（平成28年10月１日時点）の世帯構成員分を提出してください。
⑤補助金の振込口座が確認できる預金通帳の写し
(2) 妊婦、指定難病・障がい、二重生活（母子避難又は父子避難）の世帯の場合
(1)のほか、要綱第3号様式の（添付書類）に記載された該当書類を添付してください。
ア　妊婦がいる世帯　：　母子手帳の写し
イ　指定難病の家族がいる世帯　：　特定医療費（指定難病）医療受給者証の写し
ウ　障がい（障害等級第1級、第2級）のある家族がいる世帯
：　身体障害者手帳の写し、又は、精神障害者保健福祉手帳の写し
エ　母子避難又は父子避難の二重生活世帯
：　世帯全員分の住民票により二重生活の確認ができない場合は、電気等の料金明細、原発事故による母子避難者等を対象とする高速道路無料措置対象者の証明書の写しなど、母子又は父子と、母又は父の配偶者が離れて暮らしていることの分かる書類

賃貸借契約の締結日から起算して3か月後の属する月の末日まで（最長で平成29年6月30日まで）に受理した場合、補助対象とする当該住宅の家賃等は平成29年1月分の家賃等まで遡及して算定できるものとします。
なお、平成28年12月31日以前に契約締結した場合は、平成29年3月31日までに受理したものを遡及対象とします。

交付決定通知（第4号様式）
または
申請却下通知（第5号様式）
または
収入要件事前確認結果（第2号様式）

← **受領**

※以下、交付決定された場合

↓

補助金（初期費用10万円）交付
（住宅の賃貸借契約に係る初期費用）

← **補助金（初期費用10万円）の受領**

補助金（家賃等補助）交付請求（第8号様式）
※平成29年1月分から起算して3か月分ごとに提出

→ **受理**

↓

補助金交付
（家賃等の補助）

家賃等を支払った実績の分かる資料（領収書等）を必ず添付してください。

← **補助金（家賃等補助）の受領**
※平成29年1月分から起算して3か月分ごとに受領

※上記の補助金（家賃等補助）交付請求から補助金の受領までの一連の流れは、最長で平成31年3月分まで続くこととなる。

補助対象事業（家賃等補助）終了

↓

補助金実績報告（第10号様式）

→ **受理**

↓

補助金完了検査
（平成31年３月31日までの間に実施）

↓

補助金額確定通知
（第11号様式）

← **受領**